

第6回総会議事録

(令和5年12月26日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第6回総会 議事録	
日 時	令和5年12月26日（火）14時00分～15時30分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した11月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>29番 許可</p> <p>30番 許可</p> <p>31番 許可</p> <p>32番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>1番 証明不交付</p> <p>第3号議案</p> <p>17番 許可相当</p> <p>18番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>44番 証明交付</p> <p>45番 証明交付</p> <p>46番 証明交付</p> <p>47番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>10番 証明交付</p>

議 事

事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第6回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号10番 金井 健委員、11番 小池 誠一郎委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>29番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は近隣地での経営拡大を検討していたところ、経営縮小を考えていた譲渡人からの話をうけ、今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑及びイチゴ畑として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は98aとなります。</p> <p>権利取得後、申請地では将来的に露地野菜を栽培する計画です。通作距離も譲受人宅から自動車で5分の距離であることから問題ありません。</p> <p>周囲との調和条件については問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	<p>29番について、平本委員の意見はいかがですか。</p>
平本委員	<p>事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>29番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、29番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、29番は許可と決定します。</p> <p>続いて、30番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は譲受人の所有地に隣接しており、現在は露地野菜畑として管理されています。譲渡人は高齢のため労力不足に伴う経営縮小を検討しており、農業拡大を考えている譲受人とマッチングしたため、今回の申請に至りました。今後は隣接地と同様に露地野菜畑として利用する予定です。</p>

申請地は譲受人所有農地と隣接しています。譲受人世帯の所有農地は主に申請地周辺に集中しており、一体に効率よく作業することができる立地です。

全部効率利用要件ですが、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地を取得後も自己所有地と一体で露地野菜畑を行う予定とのことでした。

常時従事要件については、植木を中心に果樹と露地野菜の管理を日ごろから行っていますので問題ありません。

また、地域の調和要件についても、申請者は地元の有力な農家の方であり、地域の中心となって積極的に農業経営を行われている方なので問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

30番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。

根本推進委員

譲渡人と譲受人は隣近所に住んでおられ、今回の畑も隣りあっています。譲渡人はかねてから農業規模の縮小をしておっしゃっていました。譲受人は露地野菜と植木をメインに耕作されています。何ら問題ないと思われま

議長

30番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、30番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、30番は許可と決定します。

続いて、31番について事務局から説明してください。

事務局

今回の申請地について、母から息子へ生前贈与を行いたいと申請がありました。譲受人は仕事を退職し、改めてこの土地を耕作していくために生前贈与を行うものです。

譲受人は母親名義の当該地を以前は手伝っていたようですが、現在耕作農地は無く、3条許可要件の全部効率要件について判断できない部分がありました。しかし営農計画書をしっかり記入していたこと、相続人の一人であること、また、横須賀市の営農者を15年近く手伝っていて、耕うん機等の農機具も所有していることから、利用効率要件・常時従事要件について問題は無いと考えています。

また、仕事も退職したため三浦市の自宅から申請地まで1時間半程度かかりますが3日に1回は通うことができるとのことでした。

地域との調和要件についても、地域のやり方に従うとしており問題ないと考えています。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長 31 番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 事務局の説明のとおりです。面積が少なく、通うには遠いと思いましたが、横須賀で農業を学んでおり、問題ない方であると思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、31 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、31 番は許可と決定します。
続いて、32 番について事務局から説明してください。

事務局 今回の申請は、今年の5月総会ですでに審議を行った案件と同じ地番です。農地法の許可を受けた後に、譲受人が死亡し、登記ができなかったとのことで、相続人である妻が改めて農地法3条の許可申請をおこなうものです。

申請地は譲受人の所有地に隣接しており、面積の狭い場所です。作物は水稻のため譲受人の農業効率化のため今回の話となりました。

申請地は譲受人所有農地と隣接しています。譲受人世帯の所有農地は、申請地の隣接ですが、面積が狭く一体としてでなければ耕作することができない状況です。

なお、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地を取得後も引き続き家族で地域一体として水稻を行う予定とのことで、その他の全部効率要件及び常時従事要件は満たしております。

また、地域の調和要件についてもすでに地元の方ですので問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長 32 番について、杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員 今年度5月に3条許可は済んでおりましたが、許可後お亡くなりになられたとのこと。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 32 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、32 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長

賛成多数と認め、32番は許可と決定します。

続いて、第2号議案「農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について」審議します。1番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は兵庫県の農家と提携し、農作業の手伝いと農作物の出荷の仕事をしており自身も農業に関心があることから今回の申請に至りました。現在申請地は荒れている状況です。

取得後はすでに提携している農家の協力のもと、農業技術の習得と向上に努めるとのことです。

申請地ではサツマイモ・ラッカセイ・白菜といった露地野菜を栽培する計画です。通作距離も譲受人宅から自動二輪車で一時間以内の距離であることから問題なく、両隣の農地所有者から営農計画の承諾を得られていることから周囲との調和条件についても問題ありません。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、買受適格者相当であると考えております。

議長

1番について、まず加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員

先日現地で申請者とお会いし、話をさせていただきました。

何が争点かという、これまでの畑地での耕作経験をどうみるのかということです。いきなり3条で農用地を買って、永年続けていけるのか私も計り兼ねました。ただ、本人は非常にやる気があるように見受けられました。実際問題として、一反に満たない畑で200万以上を年間で売り上げるとか、実現が簡単ではないようにもみえるところはありますが、オーガニックにして青山のファーマーズマーケットみたいところで付加価値をつけて売ることができるので実現可能とのこと。将来的には農福連携で、障害をお持ちの方と一緒に農作業をやっていききたい、奥さんもソーシャルワーカーの資格を持っていると。一方で、耕作をどれほどできるのかという不安はあります。

小原推進委員と一緒に、隣接農地の耕作者にも話を聞きにいきましたが、荒れている状況が今よりも良くなるのなら是非とのことでした。申請農地の所有者にも話を聞きに行きましたが、この土地は昔は田んぼだったとのこと、1.2mくらい掘ると石があり、その上に山から切り出した土を盛ってあるらしいです。

申請者へ、いきなり買うのではなく、借りるとか農業アカデミーに通うことも提案しました。農業アカデミーは考えていないようでしたし、借りるのも埼玉に行って話は聞いたけれどなしのつぶてだったと言っておりました。買うと将来的に負の資産になるかもしれない、農用地は簡単に買い手がつかないことを事務局と一緒に話しましたが、自信満々とまでは言わないまでも、逆にやる気はあった感じでした。実際はどこまでできるかわかりませんが、いきなり何百万も稼げないので最初はラッカセイなど手数がかからないものからやりたいと言っておりました。

議長	小原推進委員の意見はいかがですか。
小原推進委員	内容につきましては事務局と加藤委員から説明のあったとおりです。現在は笹原みたいな畑です。申請者が買い取った暁には私からも隣接する植木農家にお声がけして、重機をお借りして掘り返し、種まき、苗物を植え付けることができる状態まではアシストしていきたいなと思っています。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
齋藤推進委員	まずこの方の年齢はおいくつですか。
事務局	49歳になります。
齋藤推進委員	他に仕事はされていますか。
事務局	農作物の出荷と仲卸に近いお仕事をされており、実績としましては兵庫県の農家さんの農作物を東京都にて販売、秋田県の米粉を海外で販売しているとおっしゃってありました。
齋藤推進委員	そこまでやってらして、この土地を開拓みたいところから始めるのは大変ではないですか。今の正業と両立ができるのでしょうか。農機具も十分ですか。荒地じゃなくても大変だと思うのに、荒地でそこまでできないと思います。
事務局	申請地では有機農法をやりたいようです。難しい面もあるかと思いますが、兵庫県の農家さんに指導等いただきながらやるとおっしゃっております。
齋藤推進委員	普通の農法より手間がかかります。私もやってみました。東京大学の農学部の方が自然農法でやりたいと私のところに言ってこられ200坪程を貸したことがあります。その方は冬でも何でもバイクで通っていましたが、見ててすごく大変なんです、荒地ではないのに。荒地だとすごく大変ですから、申請者が頭で考えていることはたぶんできないと思います。ダメになってできませんでした、と言われたときはどうなりますか。
事務局	農業をされていくにあたり、一代ではなく相続等も発生する可能性があること、農用地であり簡単に売れる土地ではない可能性がある旨は重々ご説明させていただいております。現時点ではおひとりで営農されるということなんですけれども、そのあと農福連携等で施設利用者の方々と農作業をされたいとのことなんです。
齋藤推進委員	この土地の広さだと自分の趣味の範囲でやるぐらいならできるとは思いますが、年に200何万売り上げるのは絶対無理だと思います。やめていただいた方がいい。そんな

計画通りにはできません。

事務局

こちらの土地ですが、今回で5回目の再公売、今年4月に下限面積要件が無くなってからはじめての公売になります。いままで買い受けたというお話が来ていなかった土地ですが、下限が無くなったことにより何件か声があがっています。その中でこの申請者が唯一最後まで粘り強く申請に向けて調整されたということで、そのあたりのご本人のやりますというやる気を汲み取った部分もあります。

現地の状況として、手前側の方は植木があるんですけど、奥側は水田を埋め立て上に1mくらい土を被せてあり畑作するには問題なく、森林化もしていません。地元土地改良区の方からも土地を原状に戻す、ゼロの状態にするということはお手伝いいただけるということです。ゼロから次に1進めるか進めないのかをご心配されていると思いますが、今の状態で競売がずっと続きどんどん荒れ方が進んでいくよりは、百点満点でなくても少しでも改善してもらいたいという地元の方のお声もあるので、そこをどう見ていただくか。技術等に関しては課題となりますが、トータル的にどう見ていただくかというところはあるかなと思います。

小池委員

公売がもしできなかった場合、中間管理機構が買い上げる等の手立ちはあるのでしょうか。

事務局

中間管理に預けるというのは、制度上はありますが、要望のある農地全てを借り受けるというのはなかなか難しいようです。

坂田委員

今は荒廃地ですが、ちゃんと農地として耕作できるような状態にしてもらってからもう一回申請してもらった方がいいのではないですか。

事務局

現地が差し押さえをされている段階で、今この土地に手を入れられる方や権利のある方は、現状いない状態です。そのため、どなたかが買い受けてその方が綺麗に整地をしていただくしか手はありません。通常は現在の土地所有者が手を加えるというのが基本ですが、公売に出ている土地は、それができないから公売になってしまっているのがほとんどです。

小池委員

公売だと国有財産にはならないのですか。税務署は押さえているだけで所有者にはなっていないのでしょうか。国有財産になっていたら国が管理する責任があるかと思ったんですけども、そうではないのでしょうか。

事務局

登記簿上は税務署が所有者にはなっていないです。

井上推進委員

適格証明の申請をしてきている人はこの人だけですか。

事務局

いま適格証明の申請をしているのはこの人だけです。

井上推進委員

入札には締切日がありますが、その日付までに他の方が出てこない限りは、この人が一人で応札することになります。私も 758 m²くらいの農地を入札に参加して落としたことがあります。他に誰も参加してなくて私一人でした。この方も、他に出てないとすれば落札できる人はこの方だけなんです。ですから私は今皆さんの話を聞いて、なんで都内に住んでいる人がここまで来てやるのかなど。まして竹藪みたいところで、露地野菜をやるんだとか、普通の方だったら誰も買わないですよ。私を買ったところも、元植木畑にされてたところで、やはり笹だとか何かいっぱい出て、撤去するのにずいぶん苦労しました。農業をやっている私ですら苦労するんだから、この人の本業だとちょっと無理だと思います。ですから慎重に判断なさった方がいい。本当にこの人が百姓をやるのかわかりませんが、農業をやるとなると本当に大変なことだと思います。ですから慎重に検討して、判断を間違えないようにしないと、3条で農業委員会が承諾したことが問題になるのではないかと思います。

事務局

この土地に関しては、入札が1月の頭なので12月総会向けに申請しなければ間に合わなかったのですが、間に合ったのはこの1件です。申請の締め切り後に3、4件ほど、この土地の入札に参加したく適格者証明が欲しい旨の問い合わせがあります。

当初、経験が浅い方がここを伐根して開墾して農業をやるとするのは難しいんじゃないかと思い、立ち合いの際にも本当にこの土地に何が埋まっているかもわからないですし、綺麗にするには重機を入れてとか非常に苦労があると大変さを説明しましたが、それでも本人は買いたいとおっしゃられていました。最初は借りた方がいいのではと話しましたが、新規参入の場合、最初の一筆は自力で探してこなければならず、借りようとして神奈川区も回ったけれどもなかなか貸してくれるところが見つからない。公売であれば誰かに話をして貸してくれる人を見つけるんじゃないかと、条件を満たせば買えるからということで公売に参加されたいと。都内から横浜市内で通える鶴見区・神奈川区を中心に探していたという話でした。

現場が荒れており隣接農地への笹の越境等の影響もある土地です。その両隣の土地所有者からも、ここを少しでも綺麗にして農地として利用したいという方がいらっしゃるといふのであれば是非お願いしたいとお話があったとのことでした。地域で農業をやっている方が、現状よりは改善される見込みがあるのであればぜひお願いしたいとの話だったので、現状より悪くなることはないと思っています。

これらを総合的にみて、今日この総会に諮って、皆さんにご審議いただきたいと思っています。

議長

いろいろご意見はございましたけれども、これくらいで意見は締め、この案件に関し賛否を問います。

それでは、1番について証明書を交付とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	<p>出席している農業委員 18 名のうち挙手が 7 名であることから、賛成が過半を超えませんでしたので、1 番は証明を交付しないと決定します。</p> <p>続いて、第 3 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。17 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請による転用用途は、資材置場です。申請者は高齢なため耕作が困難になってきたことから申請地の有効利用を考えていたところ、このたび資材置場として借り受けたいと申し入れがあり転用申請されました。</p> <p>借受法人は都筑区早渕二丁目に主たる事務所を構える外構・造園工事の土木建築業者です。業績好調により残土や資材のストック量を増やしたく土地を探していたところ、申請地を紹介してもらったとのこと。</p> <p>農地区分は第 3 種農地、前面道路に上下水道管が埋設されており申請地から 500m 以内に中川西小学校、山崎公園があります。申請者に農地法違反の土地はありません。</p> <p>残土置場と法面は土とし、それ以外の場内全体は砕石敷きとし雨水を自然浸透させます。北西側と南西側の一部の隣地境界には高さ 0.5m の土留鋼板を新設、南西側の一部と南東側の隣地境界にはコンクリートブロック 2～3 段を新設、北東側の道路との境界は既存の RC を利用して、隣接地への砕石の流出を防ぎます。歩道切下げ工事について都筑土木事務所に打合せされています。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>17 番について、地区担当の金子宏正委員の意見はいかがですか。</p>
金子宏正委員	<p>申請者は梨を 30 年やっておられましたが、梨の消毒について近隣からたびたび苦情があったことも諦めることになった理由の一つのようです。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>17 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、17 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、17 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、18 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は、高齢で跡継ぎもいないため申請地の耕作が困難です。土地の活用を検討していたところ、近隣のリサイクル業を営む会社より資材置場として貸してほしいと依頼があったため、農地を転用するものです。</p> <p>借受法人は、町田市に本社及び事業所があり、解体現場から出た建築資材等の収集・運搬を行っている会社です。現在の事業地では業務数の増加により不便が生じている</p>

ため資材置場を探していたとのこと。

立地基準は第2種農地です。500m以内に市街化区域があり10ヘクタールの集団農地に接続していません

雨水は碎石敷きにより自然浸透させるとともに、あふれた分は雨水浸透柵で浸透させます。周囲に農地はありません。隣接の駐車場及び市道との境は、地先ブロックで区別します。隣接墓地との境はフェンスがありますのでそれを活かします。所有農地に違反転用はありません。

当該地は特定都市河川流域で転用面積1000㎡以上のため、道路局河川管理課で雨水浸透阻害行為の許可申請について受付をしております。

現地は、地区担当の杉崎委員に確認いただきました。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。審議をお願いします。

議長

18番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員

国道246の前にあり資材置き場として適していると思います。後継者もないということで今回の申請に至っています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、18番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、18番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。44番から47番までについて、事務局から説明してください。

事務局

44番について、立地基準は第2種農地です。11年間ゴルフ練習場として使用されていることを航空写真で確認しました。

45番について、立地基準は第2種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

46番について、立地基準は第2種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

47番について、立地基準は第2種農地です。住宅敷地として34年間使用されていることを航空写真で確認しました。

議長

44番から47番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員

非農地証明の申請までに農業委員会として働きかけをしていたのか、働きかけをしたが指導に従わず10年間経過したのか、といったことも見極めて判断を出さないとい

けないと思います。

事務局 書面による違反指導をしている場合、そこから少なくとも10年間は非農地証明は発行できません。これら審議案件は少なくとも10年間は文書による指導はしておらず、違反であると認識していなかったものです。

小池委員 固定資産税の課税台帳と農業委員会の台帳を突き合わせることで、違反転用のあぶりだしができませんでしょうか。

事務局 税務課にも確認したことがあります、単純にエクセルデータ同士をつきあわせるようなものにならず、難しいと考えています。

議長 44番から47番までについて、委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、44番から47番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、44番から47番までにつきまして証明交付とします。
続いて、第5号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。10番について、事務局から説明してください。

事務局 令和5年4月1日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。

飯田委員 亡くなる前は果樹と野菜をつくっておられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、10番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第10号議案は証明交付とします。

事務局	以上で、第6回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第7号について、事務局から説明をしてください。
議長	(報告事項第1号から第7号まで、議案書のとおり一括報告) ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項を了承とします。 これをもちまして第6回総会を終了します。
	(閉会 15時30分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和5年12月26日開催 第6回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	
5	小島 重信		出席	
6	平本 武夫		出席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		出席	議事録署名人
11	小池 誠一郎		出席	議事録署名人
12	岡本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉崎 精一		出席	
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		出席	
18	石井 芳明		欠席	
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯 寫 啓 吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		出席	
7	中山 勝		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		出席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原 俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		出席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		出席	
19	森 正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし